

一般社団法人民間学童保育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人民間学童保育協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもの「安全・安心な放課後の居場所」と「放課後の多様な学び」を提供し、保護者の「多様な働き方」を支援する民間の学童保育施設に関する情報提供、教育研修、調査研究、政策提言、啓蒙活動の推進等を行うことを通じ、学童保育のサービス向上を図り、もって学童保育による地域における社会貢献の促進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 民間学童保育施設に関する情報提供事業
- (2) 民間学童保育施設運営者及びその職員を対象とした教育研修事業
- (3) 民間学童保育その他民間による各種子育て支援活動に関する調査研究事業
- (4) 国及び地方公共団体に対する学童保育等各種子育て支援に関する政策の提言事業
- (5) 学童保育を通じた社会貢献の推進に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

民間学童保育施設を運営する個人又は法人（父母会等の権利能力なき社団を含む。）であって、当法人の目的に賛同し入会したもの

(2) 協賛会員

当法人の目的に賛同し、当法人の活動を賛助するために入会したもの

2 当法人は、前項のほか、必要に応じ当法人が行う個別の事業に参加する会員を都度募集することができる。

(入会)

第6条 当法人の会員（第5条第1項に掲げる会員をいう。以下同じ。）として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費の納入を1年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正会員である会員が、学童保育事業を廃業したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び年会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の処分

(9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 前項の招集通知は、会日の2週間前までに、各社員に対して発する。

3 前項の規定に関わらず、社員総会は、正会員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名又は2名を定める。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

(選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって定める。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則第2条の2第1項で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1を超えてはならない。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 業務執行理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。

(報酬)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第29条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を

限度として、理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第30条 当法人に、理事会を置く。

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 前項の招集通知は、会日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発する。
- 3 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、法令で定めるところにより、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第8章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。